

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 元屋印刷株式会社 (定価 一筒年 三万八千八百八十円)

大分県報

令和六年
号外 (八〇)
十二月二十二日
(月曜日)

目次

条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………

大分県産業廃棄物税条例の一部改正……………

大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正……………

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定……………

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正……………

〇 条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十九号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例(昭和二十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一般旅券申請事務の部中「二、〇〇〇円」を「二、三〇〇円(旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、〇〇〇円)」に、「旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、四、〇〇〇円」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、一、九〇〇円(旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、

九〇〇円)」に改め、同表の建築基準法関係事務の部の建築物確認申請又は通知に係る審査手数料の項中

床面積の合計を
一 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計

に、「七、〇〇〇円」を「一、

〇〇〇円)」に、「三、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に改め、同項に次のように加える。

二 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計	イ 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り)の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計	二〇〇平方メートル未満	一件	一一、〇〇〇円
		床面積の合計	二〇〇平方メートル以上	一件	一三、〇〇〇円
二 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計	ロ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計	二〇〇平方メートル未満	一件	二二、〇〇〇円
		床面積の合計	二〇〇平方メートル以上	一件	三四、〇〇〇円
二 当該申請又は通知に係る建築物の標準審査の合計	イ 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り)の確認を申請し、又は通知する場合	床面積の合計	二〇〇平方メートル未満	一件	五三、〇〇〇円
		床面積の合計	二〇〇平方メートル以上	一件	六九、〇〇〇円

令和六年十二月二十三日

大分県報号外(条例)

この条例は、公布の日から施行する。

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十三号

宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備に

関する条例

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

第一条 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部中「たい積行為」を「堆積行為」に、「六五、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事許可申請手数料の項中「宅地造成工事」を「宅地造成等工事(規制区域内における宅地造成等工事)」に、「切土又は盛土する」を「盛土又は切土をする」に改め、「(以下この部において「宅地造成区域」という。)」を削り、「二一、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に、

一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	二一、〇〇〇円	を
一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円	に、
二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	六二、〇〇〇円	

「二、〇〇〇平方メートル」を「三、〇〇〇平方メートル」に、「四七、〇〇〇円」を「七二、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「二二八、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「三四〇、〇〇〇円」を「四九八、〇〇〇円」に、「四二〇、〇〇〇円」を「六四二、〇〇〇円」に改め、

同項に次のように加える。

土石の堆積を行う土地の面積	五〇〇平方メートル以内	一件	一六、〇〇〇円	
	五〇〇平方メートルを超え一、〇〇〇平方メートル以内	一件	一八、〇〇〇円	
	一、〇〇〇平方メートルを超え二、〇〇〇平方メートル以内	一件	二一、〇〇〇円	
	二、〇〇〇平方メートルを超え三、〇〇〇平方メートル以内	一件	二四、〇〇〇円	
	三、〇〇〇平方メートルを超え五、〇〇〇平方メートル以内	一件	三四、〇〇〇円	
	五、〇〇〇平方メートルを超え一〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	三七、〇〇〇円	
	一〇、〇〇〇平方メートルを超え二〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	四四、〇〇〇円	
	二〇、〇〇〇平方メートルを超え四〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	五八、〇〇〇円	
	四〇、〇〇〇平方メートルを超え七〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	七八、〇〇〇円	
	七〇、〇〇〇平方メートルを超え一〇〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一一四、〇〇〇円	
	一〇〇、〇〇〇平方メートルを超え一五〇、〇〇〇平方メートル以内	一件	一二八、〇〇〇円	

別表第三の宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務の部の宅地造成工事変更許可申請手数料の項を次のように改める。

宅地造成工事の計画の変更	変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した金額	一 工事の設計の変更(二のみに該当する場合は除く。)につき	上記により算定した金額が六四一、〇〇〇円を超える
--------------	---------------------------	-------------------------------	--------------------------

こと。

別表第二の三十七の項中「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例」に改め、同項の事務の欄の第一号及び第二号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同欄の第三号を削り、同欄の第四号を同欄の第三号とし、同欄の第五号を同欄の第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第十一条第四号ただし書の規定に基づき、浸透水採取するために必要な措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると認めること。

別表第二の三十七の項の事務の欄の第十五号中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同欄の第十六号中「第十九条第二項」を「第十九条第一項」に改め、同欄の第十七号中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改め、同欄の第十八号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同欄第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同欄の第二十八号中「たい積行為」を「堆積行為」に改め、同号を同欄の第二十六号とし、同欄の第二十九号を同欄の第二十七号とする。

第三條 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正

第三條 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例

「たい積行為」を「堆積行為」に改める。

□次中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第一条中「並びに災害の発生」及び「とともに、生活の安全を確保する」を削る。

第二条第二号中「たい積」を「堆積」に改め、「かつ、土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置が図られ」を削り、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第三条第一項中「並びに土砂等の崩落等」を削る。

第二章の章名中「安全基準等」を「土砂基準等」に改める。

第六条第一項及び第三項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「安全基準」を「土砂基準」に改め、同条第二項中「安全基準」を「土砂基準」に、「土壌の汚染及び水質の汚濁」を「土壌汚染等」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項第二号中「たい積し」を「堆積し」に改め、同条第三項中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「位置」を「所在地」に改め、同項第六号中「及び特定事業の用に供する施設（以下「特定事業場」という。）の区域」を削り、「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改め、「当該特定事業場の構造が」を削り、「ものである」を「措置が講じられている」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第十一条第一項第一号イ中「、第十九条第六項、第二十条第四項」を削り、同項第二号中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に、「安全基準」を「土砂基準」に改め、同項第四号を削り、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、当該措置を講ずることができないことにつきやむを得ない事由があると知事が認められた場合には、この限りでない。

第十二条第一項第五号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同条第二項を削る。

第十四条中「安全基準に」を「土砂基準に」に、「安全基準適合証明書」を「土砂基準適合証明書」に改め、同条第三号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十五条中「の各号」を削り、同条の各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第十九条第一項前段の規定による休止の届出をした場合は、この限りでない。

第十五条第二号中「一時的たい積事業」を「一時的堆積事業」に改める。

第十六条第一項中「内の土壌」を「（土砂等を堆積している区域に限る。）内の土壌」に改め、同条第四項中「安全基準」を「土砂基準」に改める。

第十七条中「又は生活の安全の確保」を削る。

第十八条第一項中「特定事業場」を「特定事業区域又はその周辺」に改め、同条第二項中「特定事業場の区域」を「特定事業区域」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「並びに第一項の規定による措置が講じられているかどうか」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

第二十条第四項を削る。

第二十二條第二項中「の各号」を削り、同項第三号中「位置」を「所在地」に改め、同条第三項中「第十一條第一項第一号」を「第十一條第一号」に改める。

第二十三條第一項第七号中「第十一條第一項第一号」を「第十一條第一号」に改める。

第二十四條中「第十九條第二項」を「第十九條第一項」に改める。

第二十九條第一号中「第十九條第六項、第二十条第四項」を削る。

第三十一條第一号中「第十九條第二項」を「第十九條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年五月一日から施行する。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第三条の規定による改正後の大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例(以下「新土砂条例」という。)第四章の規定(新土砂条例第十五条及び第十六条の規定を除く。以下同じ。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する特定事業について適用し、施行日前に工事に着手した特定事業(当該特定事業において堆積した土砂等のうち宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「盛土規制法」という。)第十三條第一項又は第三十一條第一項の技術的基準の適用を受ける部分を除く。)については、なお従前の例による。

3 盛土規制法第十二條第一項ただし書又は第三十条第一項ただし書に規定する工事に係る特定事業については、前項の規定にかかわらず、新土砂条例第四章の規定を適用する。

4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる特定事業に関する規制に係る事務についての第一条の規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の土砂等のたい積行為許可等関係事務の部の規定及び第二条の規定による改正前の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第二の二十七の項の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第四十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和二十九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「城南西二丁目」の下に「、深河内二丁目、深河内二丁目、深河内三丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「上宗方南三丁目」の下に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

附則

この条例は、令和七年一月十一日から施行する。